

第42号議案

令和3年度 豊後大野市電気事業特別会計予算

(総 則)

**第1条** 令和3年度豊後大野市電気事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	年間販売電力量	2,475,000	k w h
(2)	1日平均発電量	6,781	k w h

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	電気事業収益			109,102 千円
第1項	営業収益			108,900 千円
第2項	財務収益			1 千円
第3項	事業外収益			200 千円
第4項	特別利益			1 千円
		支	出	
第1款	電気事業費用			87,448 千円
第1項	営業費用			73,647 千円
第2項	事業外費用			8,800 千円
第3項	特別損失			1 千円
第4項	予備費			5,000 千円

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,300千円は、当年度分損益勘定留保資金31,864千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			1 千円
第1項 利益剰余金			1 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			5,301 千円
第1項 電気事業固定資産			5,300 千円
第2項 利益剰余金			1 千円

(一時借入金)

**第5条** 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

**第6条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第7条** 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,739 千円

(利益剰余金の処分)

**第8条** 繰越(又は当年度)利益剰余金のうち1千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 豊後大野市一般会計納付金 1 千円

令和3年2月24日 提出

豊後大野市長 川野文敏